

押印に関する基準

1 押印を求める趣旨及び判断のポイント

押印を求める趣旨及び判断のポイントは以下のとおりである。

| 趣旨 | 判断のポイント |
|-----------------------|--|
| 本人確認 (文書作成者の真正性担保) | 本人確認の方法は多数存在する。 |
| 文書作成の真意確認 | 本人確認された“本人”による作成の事実があれば、真意は確認できている。 |
| 文書内容の真正性の担保 | 内容の真正性は押印のみによって評価されるわけではなく、手続全体として評価される。 |

2 押印に関する基準

押印を求める趣旨等を踏まえた押印に関する基準は以下のとおり。

- (1) 本人確認等の手段として効果の乏しい認印（照合を行わない登記・登録印を含む。）による押印は求めない。
- (2) 申請者の権利を侵害するおそれ等があり、厳格な真意確認等を必要とし、他の方法での代替が難しい場合は、照合を行う登記・登録印による押印を求めることができる。
- (3) 押印の廃止に当たっては、手続内容等を踏まえて、その押印が求める趣旨を満たしていることの確認を行い、必要な対応を行う。ただし、押印廃止に伴い新たに署名を求めるなどの負担増は原則行わない。
- (4) 区の裁量で廃止できないものについて、法改正等によって押印を求められなくなった場合には、速やかに押印を廃止する。
- (5) 今後の社会変化やデジタル技術の進展等により、区民等の手続の簡素化や内部事務手続の効率化を図ることが可能な代替手段の拡大が図られた場合には、当該手続における照合を行う登記・登録印による押印を廃止する。

3 押印を必要とする手続

押印に関する基準に基づき、押印を必要とする手続は以下のとおりとする。

- (1) 法律や他自治体の規定等により、押印が必要であり区の裁量で廃止できないもの
- (2) 作成者の真意確認等を行うため、登記・登録印で押印し、印鑑照合を行うことが必要なもの（他の代替手段がないものに限る。）

【代替手段の例示】

オンライン申請におけるID・パスワードによる認証
電子メールにおける利用アドレスの登録
本人確認書類の提示やコピーの添付
対面での氏名・生年月日等の聞き取り

4 署名に関する基準

- (1) 押印に関する考え方と同様、本人確認（文書作成者の真正性担保）、文書作成の真意確認、文書内容の真正性の担保の観点から、区の裁量で廃止できないものを除き、署名を求める実質的な必要性がない場合には、署名を求めない。
- (2) 住民異動届など、虚偽の届出等があった場合に、回復困難な権利侵害等が生じるおそれのあるもの、個人の重要な権利義務に係るものなど、本人の意思による申請であることを署名により担保する必要性があるものについては、署名を求めることができる。

5 その他

押印を廃止した手続において、区民・事業者等が押印している場合、押印の無い文書と同様に收受し対応することを基本とする。

6 用語の定義

この基準における用語の定義は、次のとおりとする。

| 用語 | 定義 |
|-----|--|
| 登録印 | (1) 印鑑登録制度において登録した印鑑、実印 (2) 銀行口座開設時に届け出た印鑑、銀行印 (3) その他特定の手続で使用するため登録した印鑑 |
| 登記印 | 法務局へ法人の設立登記を行う際に届け出た印鑑、代表者印 |
| 認印 | 印鑑登録をしていない印鑑（種類を問わない。）、三文判など |
| 署名 | 自署すること。 |

以 上